

山梨県公報

第二千二百九十号

平成二十五年

一月十日

木曜日

目次

保安林の指定の予定(四件).....	三
土地改良区の定款の一部変更の認可.....	四
土地改良区連合設立認可申請の適当決定.....	四
道路の区域変更(二件).....	五
道路の供用開始.....	五
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	六
建築基準法に基づく道路位置指定.....	六
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(六件).....	六
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	八
富士川上流域森林計画の変更.....	八
富士川中流域森林計画の変更.....	八
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件).....	八
開発行為に関する工事の完了について.....	九
教育委員会	
山梨県指定有形文化財の指定.....	九

告 示

山梨県告示第三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

笛吹市芦川町中芦川字一之倉一四一五、一四一六、一五四〇(次の図に示す部分に

限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字一之倉一四一五・一四一六・一五四〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南アルプス市塩前字塩沢西二四八、大嵐字古坂二八、二九、字赤羽根一六九、字中山一八四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩沢西二四八・字古坂二八・字赤羽根一六九・字中山一八四(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町常葉字山口山七六〇八から七六一〇まで、七六一〇番内一、七六一一から七六一四まで、七六二〇、七六二〇番内四、七六二二、七六二二番三、七六二三、七六二四番一、七六二四番三、七六二五から七六二七まで、七六二九、七六三三、七六六〇から七六六五まで、七六六五番内一、七六六六、七六六七、七六六七番内一、七六六八から七六七〇まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

甲斐市亀沢字菩提五二〇五、五二〇六の一、五二〇六の二、五二〇九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字菩提五二〇五（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年十二月二十八日穂坂双葉畑かん土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第八号

明野茅ヶ岳土地改良区理事長清水岩男及び穂坂双葉畑かん土地改良区理事長横森宏尹から提出のあつた茅ヶ岳土地改良区連合設立認可申請書については、審査の結果適当と決定した。よつて土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができ

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 定款の写し
- 二 縦覧期間

平成二十五年一月十日から同年二月七日まで
- 三 縦覧場所

葦崎市役所
北杜市役所
甲斐市役所
- 四 異議申出期間

平成二十五年二月八日から同年二月二十二日まで

山梨県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年一月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留道志線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
都留市大野字大津三二五番の一地先から 都留市大野字大津山五三〇番の一地先まで	七・二丁 一一・〇	九・七丁 一三・五	三五三・一	三五三・一

山梨県告示第十号

- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年一月十日まで一般の縦覧に供する。
- 平成二十五年一月十日
- 山梨県知事 横内 正明
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 市川三郷身延線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町車田字向田三三七番の一地 先から 南巨摩郡身延町車田字向田二二三番の三地 先まで	九・八丁 三三・三	一九・九丁 五七・六	二四八・〇	二四八・〇

山梨県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年一月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	清里須玉線	北杜市須玉町上津金字寺入二二 一三番の一地先から 北杜市須玉町上津金字寺入二二 一三番の一地先まで	一一三・〇	平成二十五年 一月十五日

山梨県告示第十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間
県道	石和温泉停車場松本線	笛吹市石和町松本字中直シ七十二番地の一地先から 笛吹市石和町松本字村前九六番地の一地先まで

山梨県告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十五年一月十日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市飯野字西街道三千七百四十二番九
- 三 指定道路の幅員
幅員六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
五十六・二六メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人山梨ナチュラル工房
- 2 代表者の氏名 渡来 庸夫
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市美咲二丁目十五番十六号
- 4 定款に記載された目的
この法人は、東日本震災の被災者に対して、リフレッシュキャンプ、山梨の農作物を被災地に提供、移住者のサポートに関する事業を行い、事業を行うことに付随する雇用の促進、山梨の農業の活性化、被災者の精神の安寧に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年十二月二十日から平成二十五年二月十九日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年十二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人花ひらく
- 2 代表者の氏名 金子 孝幸
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町日野二千三百九十七番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、求職者に対して就職支援事業を行うとともに、生活基盤となる健全な自然環境を保全する自然環境保全事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年二月二十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人芸術の街・山梨

2 代表者の氏名 宮川 高史

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市塩部一丁目十一番二号

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県に在住する全ての芸術家及び不特定多数の山梨県民に対して、芸術家が活動しやすい都市を作り出すことに関する事業を行い、芸術、観光の振興及び街づくりの推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年二月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山中湖姫まりも湖援隊

2 代表者の氏名 河内 正子

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡山中湖村山中八百六十五番地の百四十四

4 定款に記載された目的

この法人は、現在及び未来の世代に対して、山中湖の水と周辺環境を守り、富士マリモ（姫マリモ）を育て、山中湖の自然に親しむ諸活動を通じ、山中湖の水質向上と富士マリモ（姫マリモ）の再生に関する事業を行い、地域住民や観光客、そして未来の世代に美しい自然という財産を提供することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年二月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人甘利山倶楽部

2 代表者の氏名 清水 一

3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市旭町上條北割二千六番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、甘利山の自然を愛する全ての人達に対して、甘利山の自然を次の世代に確実に譲り渡すために、自然保護のあり方を探求し、人と自然のかかわりを育むことに関する事業を行い、韮崎市及び周辺地域の活性化と青少年の育成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年二月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨県障がい者自立支援センター

2 代表者の氏名 小田切 兼一

3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居千八百八十五番地三

4 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、働く能力があるにもかかわらず、本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を發揮することができない人たちに対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援・地域住民との交流に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年二月二十七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人カルチャースポーツクラブ・ルーデンス

2 代表者の氏名 小林幸次

3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市布施三千四百六十七番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者に対して、健康、スポーツ、教育、文化に関する普及事業を行い、地域住民の健康増進と教育力向上を促進させ、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年二月二十四日まで

● 富士川上流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により富士川上流地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課、山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川中流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により富士川中流地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十四年十二月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 山本管工業有限公司

2 主たる営業所の所在地 韮崎市旭町上條南割二千八百八十五番地

3 代表者の氏名 山本昭仁

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第四〇六四号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十四年十一月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十四年十二月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 長田建材土木

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田七丁目九番十号

3 相続人の氏名 長田幸一

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第七四九七号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十二月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社日動建設
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市下三條九百二十番地の七
 - 3 代表者の氏名 弦間一彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第五八一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十一月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社凌祐建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市中下条千十三番地六
 - 3 清算人の氏名 藤田政治

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第八六五四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年一月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 中央市白井阿原字五丁田八五六番一、八五六番二、八五六番三及び八五六番四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 甲府市下石田二丁目十五番七号 株式会社B'sクリエイト 代表取締役 保坂 貞仁

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成二十五年一月十日

山梨県教育委員会 委員長 小林 久

有形文化財の部
考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
海道前C遺跡土坑出土	四点	縄文時代中期の土器及び石器	山梨県	甲府市丸の内一丁目六番一	甲府市下曾根町九三三

品
号
番地山梨県 立考古博物 館

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番